

○ 農林水産省令第四号  
国土交通省令

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）の一部の施行に伴い、並びに畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十四号）第二条第三項及び第四項、第三条第一項、第四条第一項、第八条第二項第二号並びに第二十五条の規定に基づき、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十六日

農林水産大臣 坂本 哲志  
国土交通大臣 斎藤 鉄夫

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和三年農林水産省・国土交通省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応す

る改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改 正 後

(大規模の畜舎等)

第十九条 農林水産省令第一条第一号に規定する施設であつて同号二に掲げるもの若しくは農林水産省令第二条第三号に規定する施設であつて同号イに掲げるもの（以下「畜産業用倉庫」という。）又は農林水産省令第一条第一号に規定する施設であつて同号ホに掲げるもの若しくは農林水産省令第二条第三号に規定する施設であつて同号ロに掲げるもの（以下「畜産業用車庫」という。）の用途に供する畜舎等であつて、高さが十三メートルを超えるもの（その特定主要構造部（建築基準法第二条第九号の二イに規定する特定主要構造部をいう。以下同じ。）（床及び屋根を除く。）の建築基準法施行令第一百九条の四に定める部分の全部又は一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いたものに限る。）は、当該畜舎等の周囲に延焼防止上有効な空地で当該畜舎等の各部分から当該空地の反対側の境界線までの水平距離が当該各部分の高さに相当する距離以上であるものを設けなければならぬ。ただし、建築基準法第二十一条第一項本文の規定に適合する畜舎等については、この限りでない。

2 床面積が三千平方メートルを超える畜舎等（その特定主要構造部（床及び屋根を除く。）の建築基準法施行令第一百九条の四に定める部分の全部又は一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いたものに限る。）は、渡り廊下によつて隔て、その隔てられた畜舎等の各部分の床面積をそれぞれ三千平方メートル以内とし、当該畜舎等の各部分の周囲に延焼防止上有効な空地で当該各部分から当該空地の反対側の境界線までの水平距離が当該各部分の高さに相当する距離以上であるものを設けなければならない。ただし、建築基準法第二十一条第二項の規定に適合する畜舎等については、この限りでない。

3 | 以下「火熱遮断壁等」という。）で区画されている場合における当該畜舎等が建築基準法施行令第一百九条の八に規定する火熱遮断壁等（

改 正 前

(大規模の畜舎等)

第十九条 農林水産省令第一条第一号に規定する施設であつて同号二に掲げるもの若しくは農林水産省令第二条第三号に規定する施設であつて同号イに掲げるもの（以下「畜産業用倉庫」という。）又は農林水産省令第一条第一号に規定する施設であつて同号ホに掲げるもの若しくは農林水産省令第二条第三号に規定する施設であつて同号ロに掲げるもの（以下「畜産業用車庫」という。）の用途に供する畜舎等であつて、高さが十三メートルを超えるもの（その主要構造部（床及び屋根を除く。）の建築基準法施行令第一百九条の四に定める部分の全部又は一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いたものに限る。）は、当該畜舎等の周囲に延焼防止上有効な空地で当該畜舎等の各部分から当該空地の反対側の境界線までの水平距離が当該各部分の高さに相当する距離以上であるものを設けなければならない。ただし、建築基準法第二十一条第一項本文の規定に適合する畜舎等については、この限りでない。

2 床面積が三千平方メートルを超える畜舎等（その主要構造部（床及び屋根を除く。）の建築基準法施行令第一百九条の四に定める部分の全部又は一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いたものに限る。）は、渡り廊下によつて隔て、その隔てられた畜舎等の各部分の床面積をそれぞれ三千平方メートル以内とし、当該畜舎等の各部分の周囲に延焼防止上有効な空地で当該各部分から当該空地の反対側の境界線までの水平距離が当該各部分の高さに相当する距離以上であるものを設けなければならない。ただし、建築基準法第二十一条第二項各号のいずれかに適合する畜舎等については、この限りでない。

(新設)

火熱遮断壁等により分離された部分は、前二項の規定の適用については、それぞれ別の畜舎等とみなす。

(間仕切壁等)

第二十四条 床面積が千平方メートルを超える畜舎等（耐火建築物又は準耐火建築物であるものを除く。）は、次に掲げる基準に適合するものとしなければならない。ただし、建築基準法第二十六条第一項本文及び建築基準法施行令第百十三条の規定に適合する畜舎等については、この限りでない。

一・二 （略）

2 畜産業用倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が三千平方メートルを超える畜舎等又は床面積が千平方メートルを超える畜舎等であつて、その畜産業用車庫の用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートルを超えるもの（いずれも耐火建築物又は準耐火建築物であるものを除く。）にあつては、前項の規定を適用せず、建築基準法第二十六条第一項本文及び建築基準法施行令第百十三条の規定に適合するものとしなければならない。

3 建築基準法第二十六条第二項に規定する特定部分（以下この項において「特定部分」という。）を有する畜舎等であつて、当該畜舎等の特定部分が同条第二項第一号又は第二号に該当し、かつ、当該特定部分の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に同法第二条第九号の二〇に規定する防火設備を有するものに係る前二項の規定の適用については、当該畜舎等の特定部分及び他の部分をそれぞれ別の畜舎等とみなし、かつ、当該特定部分を耐火建築物とみなす。

(耐火建築物等としなければならない畜舎等)

第二十四条の二 （略）

2 （略）

3 壁等が火熱遮断壁等で区画されている場合における当該火熱遮断壁等により分離された部分は、前二項の規定の適用については、それ

第二十四条 床面積が千平方メートルを超える畜舎等（耐火建築物又は準耐火建築物であるものを除く。）は、次に掲げる基準に適合するものとしなければならない。ただし、建築基準法第二十六条本文及び建築基準法施行令第百十二条の規定に適合する畜舎等については、この限りでない。

一・二 （略）

2 畜産業用倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が三千平方メートルを超える畜舎等又は床面積が千平方メートルを超える畜舎等であつて、その畜産業用車庫の用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートルを超えるもの（いずれも耐火建築物又は準耐火建築物であるものを除く。）にあつては、前項の規定を適用せず、建築基準法第二十六条本文及び建築基準法施行令第百十三条の規定に適合するものとしなければならない。

(新設)

(耐火建築物等としなければならない畜舎等)

第二十四条の二 （略）

2 （略）

(新設)

(耐火建築物等としなければならない畜舎等)

第二十四条の二 （略）

2 （略）

(新設)

ぞれ別の畜舎等とみなす。

(畜舎等の内装)

第二十四条の三

建築基準法施行令第百十七条第二項各号に掲げる建築物の部分に該当する畜舎等の部分は、前三項の規定の適用については、それぞれ別の畜舎等とみなす。

(畜舎等の隔壁)

卷之三

畜舎等が火熱遮断壁等で区画されている場合における当該火熱遮断

壁等により分離された部分は、前二項の規定の適用については、それぞれ別の畜舎等とみなす。

(その他防火上必要な技術基準)

十六冬 (略)

前項第一号から第三号までに掲げる畜舎等が火熱遮断壁等で区画されている場合における当該火熱遮断壁等により分離された部分は、建築基準法第六十一条第一項又は建築基準法施行令第百十二条第一項若しくは第百十四条第四項の規定の適用については、それぞれ別の畜舎とみなす。

建築基準法施行令第百九条の二の一第三項に規定する建築物に該当する畜舎等に係る同令第百十二条第一項の規定の適用については、当該畜舎等の同令第百九条の二の二第三項に規定する特定部分及び他の部分をそれぞれ別の畜舎等とみなす。

### (簡易な構造の畜舎等に対する制限の緩和)

**第二十七条** 次に掲げる畜舎等又は畜舎等の部分（準耐火構造の壁（二）

## (畜舎等の内装)

第二十四条の三

(新設)

(畜舎等の隔離)

第二十五章

(新設)

(その他防火上必要な技術的基準)

第二十六卷

### (簡易な構造の畜舎等に対する制限の緩和)

第二十七条 次に掲げる畜舎等又は畜舎等の部分

（準耐火構造の壁）

これらの壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の部分の構造が建築基準法施行令第百三十六条の九の規定により国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものに限る。」又は同令第百二十六条の二第二項第一号に規定する防火設備により分離された部分に限る。」で、同令第百三十六条の十の規定に適合するものについては、第二十条から前条までの規定は、適用しない。

#### 一・二 (略)

##### (地方公共団体の条例による制限の付加)

第三十五条 地方公共団体は、その地方の気候又は風土の特殊性により、この節(第二十六条第一項第三号及び第四号並びに第二十七条を除く。)又は次節の規定のみによつては畜舎等の安全、防火又は衛生の目的を充分に達し難いと認める場合には、条例で、畜舎等の敷地、構造又は建築設備に関する安全上、防火上又は衛生上必要な制限を付加することができる。

##### (発酵槽等の技術基準)

###### 第六十条の三 (略)

(略)

3 発酵槽等については、第七条、第十六条、第十七条、第十八条第一号、第二十八条、第三十一条、第三十五条及び第八十七条第三項(第一三十一條に係る部分に限る。)の規定を準用する。

4 (略)

##### (通則)

第六十条の四 この節の規定は、畜舎等(発酵槽等を除く。)に限り適用する。

(畜舎等の敷地が区域、地域又は地区の内外にわたる場合の措置)

第六十二条 畜舎等の敷地がこの省令の規定(第四条第一号、第二十六

これらの壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の部分の構造が建築基準法施行令第百三十六条の九の規定により国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものに限る。」又は同令第百二十六条の二第二項第一号に規定する防火設備で区画された部分に限る。」で、同令第百三十六条の十の規定に適合するものについては、第二十条から前条までの規定は、適用しない。

#### 一・二 (略)

##### (地方公共団体の条例による制限の付加)

第三十五条 地方公共団体は、その地方の気候又は風土の特殊性により、この節(第二十六条第三号及び第四号並びに第二十七条を除く。)又は次節の規定のみによつては畜舎等の安全、防火又は衛生の目的を充分に達し難いと認める場合には、条例で、畜舎等の敷地、構造又は建築設備に関する安全上、防火上又は衛生上必要な制限を付加することができる。

##### (発酵槽等の技術基準)

###### 第六十条の三 (略)

(略)

3 発酵槽等については、第七条、第十六条、第十七条、第十八条第一号、第二十八条、第三十一条、第三十五条及び第八十七条第二項(第一三十一條に係る部分に限る。)の規定を準用する。

4 (略)

##### (通則)

第六十条の四 この節の規定は、発酵槽等以外の畜舎等に限り適用する。

(畜舎等の敷地が区域、地域又は地区の内外にわたる場合の措置)

第六十二条 畜舎等の敷地がこの省令の規定(第四条第一号、第二十六

条第一項第四号及び第四十五条から第四十七条までの規定を除く。以下この条において同じ。)による畜舎等の敷地、構造又は建築設備に関する禁止又は制限を受ける区域(建築基準法第二十二条第一項の市街地の区域を除く。以下この条において同じ。)、地域(防火地域及び準防火地域を除く。以下この条において同じ。)又は地区の内外にわたる場合においては、その畜舎等又はその敷地の全部について敷地の過半の属する区域、地域又は地区内の畜舎等に関するこの省令の規定を適用する。

(利用基準)

第六十三条 法第二条第四項の主務省令で定める基準は、次の各号(発酵槽等の利用の方法に係るものにあつては、第六号)に掲げるものとする。

一〇七 (略)

八 畜舎等が第二十四条第一項本文等の規定の適用を受けるものである場合における畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する部分の利用の方法は、次に掲げる基準のいずれにも適合するものとすること。

イ 畜産業用倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートルを超える畜舎等にあっては、床面積五百平方メートル以内ごとに一以上の避難口が特定されていること。ただし、避難上有効に直接外気に開放されたものについては、この限りではない。

口〇へ (略)

九 畜舎等が建築基準法施行令第八条の三各号のいずれにも該当する部分を有するものにおいては、認定計画実施者は、畜

舎等の見やすい場所に当該部分の位置その他必要な事項の表示を行うこと。

(畜舎建築利用計画の変更に係る認定を要しない軽微な変更)

第七十三条 法第四条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は

条第四号及び第四十五条から第四十七条までの規定を除く。以下この条において同じ。)による畜舎等の敷地、構造又は建築設備に関する禁止又は制限を受ける区域(建築基準法第二十二条第一項の市街地の区域を除く。以下この条において同じ。)、地域(防火地域及び準防火地域を除く。以下この条において同じ。)又は地区の内外にわたる場合においては、その畜舎等又はその敷地の全部について敷地の過半の属する区域、地域又は地区内の畜舎等に関するこの省令の規定を適用する。

(利用基準)

第六十三条 法第二条第四項の主務省令で定める基準は、次の各号(発酵槽等の利用の方法に係るものにあつては、第六号)に掲げるものとする。

一〇七 (略)

八 畜舎等が第二十四条第一項本文等の規定の適用を受けるものである場合における畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する部分の利用の方法は、次に掲げる基準のいずれにも適合するものとすること。

イ 畜産業用倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートルを超える畜舎等にあっては、床面積五百平方メートル以内ごとに一以上の避難口が特定されていること。ただし、避難上有効に直接外気に開放されたものについては、この限りではない。

口〇へ (略)

(新設)

(畜舎建築利用計画の変更に係る認定を要しない軽微な変更)

第七十三条 法第四条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は

、次に掲げるものとする。

一・二

三 法第三条第二項第四号に掲げる事項の変更のうち次のイからタまでに掲げるものであつて、変更後も認定に係る畜舎建築利用計画が同条第三項第四号の規定に適合することが明らかな変更  
イ～リ (略)

又 畜舎等の材料又は構造において、次の表の上欄に掲げる材料又は構造を同表の下欄に掲げる材料又は構造とする変更 (トからリまでに係る部分の変更を除く。)

建築基準法施行令第百九条の十の技術的基準に適合する構造	（略）	（略）	（略）
建築基準法施行令第百九条の九の技術的基準に適合する構造	（略）	（略）	（略）
建築基準法施行令第百三十六条の二の二の技術的基準に適合する構造又は同令第百九条の九の技術的基準に適合する構造	（略）	（略）	（略）
特定防火設備、建築基準法施行令第百四条第五項において準用する同令第百二十二条第二十一項の技術的基準に適合する防火設備、同令第百九条の二の技術的基準に適合する防火設備、同令第百十条の技術的基準に適合する防火設備、同令第百十一条の二第三号イの技術的基準に適合する構造	（略）	（略）	（略）

、次に掲げるものとする。

一・二

ヌ 畜舎等の材料又は構造において、次の表の上欄に掲げる材料又は構造を同表の下欄に掲げる材料又は構造とする変更（トからリまでに係る部分の変更を除く。）

建築基準法施行令第百三十六条の二第三号イの技術的基準に適合する防火設備又は同令第百三十七条の十第四号の技術的	建築基準法施行令第百三十六条の二第三号イの技術的基準に適合する構造	(略)	(略)	建築基準法施行令第百三十六条の二の二の技術的基準に適合する構造又は同令第百三十六条の二第三号イの技術的基準に適合する構造	建築基準法施行令第百三十六条の二の二の技術的基準に適合する構造又は同令第百三十六条の二第三号イの技術的基準に適合する構造	(略)	(略)	耐火構造、準耐火構造、防火構造又は建築基準法施行令第百三十六条の九の技術的基準に適合する構造	(略)

術的基準に適合する令第百三十六条の二第三号イの技術的基  
準に適合する防火設備又は同令第百三十  
七条の十第一号ロ(4)の技術的基準に適合  
する防火設備

ルヽタ (略)  
四 (六 (略)  
2 (略)

(基準時)

第七十七条 この章及び別表第九において「基準時」とは、法第八条第一項の規定により、第四条第一号、第六条、第十九条から第二十一条まで、第二十三条から第二十四条の二まで、第二十五条、第二十六条第一項第一号、第二号、第三号（建築基準法第六十一条及び第六十二条に係る部分に限る。）若しくは第四号（建築基準法第六十七条第一項に係る部分に限る。）、第二十八条から第三十条まで、第四十五条、第四十六条第一項、第四十七条第一項、第五十一条、第五十四条第一項若しくは第二項、第五十五条第一項若しくは第二項、第五十六条第三項から第五項まで又は第五十七条第一項若しくは第二項の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等について、法第八条第一項の規定により引き続きそれらの規定（それらの規定が改正された場合においては改正前の規定を含むものとする。）に係る法第七条第一項の規定により引き続きそれらの規定（それらの規定が改正された場合においては改正前の規定を含むものとする。）に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない期間の始期をいう。

(大規模の畜舎等関係)

第八十条の二 法第八条第一項の規定により第十九条第一項の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等についての法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、増築及び改築については、次の各号のいずれかに該当する増築又は改築に係る部分とする。  
一 次のイ及びロに該当するものであること。

基準に適合する防火 令第百三十六条の二第三号イの技術的基  
準に適合する防火設備又は同令第百三十  
七条の十第四号の技術的基準に適合する  
防火設備

ルヽタ (略)  
四 (六 (略)  
2 (略)

(基準時)

第七十七条 この章及び別表第九において「基準時」とは、法第八条第一項の規定により、第四条第一号、第六条、第二十四条、第二十五条、第二十六条第三号若しくは第四号、第二十八条、第三十条、第四十五条、第四十六条第一項、第四十七条第一項、第五十一条、第五十四条第一項若しくは第二項、第五十五条第一項若しくは第二項、第五十六条第三項から第五項まで又は第五十七条第一項若しくは第二項の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等について、法第八条第一項の規定により引き続きそれらの規定（それらの規定が改正された場合においては改正前の規定を含むものとする。）に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない期間の始期をいう。

(新設)

イ 増築又は改築に係る部分が火熱遮断壁等で区画されるものであること。

ロ 増築又は改築に係る部分の特定主要構造部（建築基準法施行令第百三十七条の二の二第一項第一号口の規定により国土交通大臣が定める部分に限る。）が、同令第百九条の五各号のいずれかに掲げる基準に適合するもので、同令第百三十七条の二の二第一項第一号口の規定により国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は同号口の規定により国土交通大臣の認定を受けたものであること。

二 増築又は改築に係る部分の対象床面積（建築基準法施行令第百三十七条の二の二第一項第二号に規定する対象床面積をいう。以下この章において同じ。）の合計が基準時における床面積の二十分の一（五十平方メートルを超える場合にあつては、五十平方メートル。以下この章において同じ。）を超えず、かつ、当該増築又は改築が当該増築又は改築に係る部分以外の部分における倒壊及び延焼の危険性を増大させないものであること。

法第八条第一項の規定により第十九条第二項の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等についての法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、増築及び改築については、次の各号のいずれかに該当する増築又は改築に係る部分とする。

一 次のイ及びロに該当するものであること。

イ 増築又は改築に係る部分が火熱遮断壁等で区画されるものであること。

ロ 増築又は改築に係る部分（建築基準法施行令第百三十七条の二の二第二項第一号口の規定により国土交通大臣が定める部分に限る。）が、同令第百九条の七第一項各号のいずれかに掲げる基準に適合するもので、同令第百三十七条の二の二第二項第一号口の規定により国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は同号口の規定により国土交通大臣の認定を受けたものであること。

二 工事の着手が基準時以後である増築又は改築に係る部分の対象床

面積の合計が五十平方メートルを超えないものであること。

(屋根関係)

第八十条の三 法第八条第一項の規定により第二十条の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等についての法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、増築及び改築については、増築又は改築に係る部分の対象床面積の合計が基準時における床面積の二十分の一を超えず、かつ、当該増築又は改築が当該増築又は改築に係る部分以外の部分の屋根における延焼の危険性を増大させないものである増築又は改築に係る部分とする。

(外壁関係)

第八十条の四 法第八条第一項の規定により第二十一条の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等についての法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、増築及び改築については、次の各号のいずれかに該当する増築又は改築に係る部分とする。

一 次のイ及びロに該当すること。

イ 増築又は改築に係る部分が火熱遮断壁等で区画されるものであること。

(新設)

ロ 増築又は改築に係る部分の外壁（建築基準法施行令第百三十七条の二の四第一号ロの規定により国土交通大臣が定める外壁に限る。）が、同令第百九条の九に掲げる基準に適合するもので、同号ロの規定により国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は同号ロの規定により国土交通大臣の認定を受けたものであること。

二 増築又は改築に係る部分の対象床面積の合計が基準時における床面積の二十分の一を超えず、かつ、当該増築又は改築が当該増築又は改築に係る部分以外の部分の外壁における延焼の危険性を増大させないものであること。

(大規模の木造畜舎等の外壁等関係)

第八十条の五 法第八条第一項の規定により第二十三条の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等についての法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、増築及び改築については、増築又は改築に係る部分の対象床面積の合計が基準時における床面積の二十分の一を超えず、かつ、当該増築又は改築が当該増築又は改築に係る部分以外の部分の外壁及び軒裏並びに屋根における延焼の危険性を増大させないものである増築又は改築に係る部分とする。

(間仕切壁等関係)

第八十一条 法第八条第一項の規定により第二十四条の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等についての法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、増築及び改築については、次の各号のいずれかに該当する増築又は改築に係る部分とする。

一 次のイ及びロに該当すること。

イ 増築又は改築に係る部分が火熱遮断壁等で区画されるものであること。

ロ 増築又は改築に係る部分が、建築基準法施行令第百三十七条の

三第一号ロの規定により国土交通大臣が定める基準に従い、防火上に有効な構造の防火壁によって有効に区画されるものであること。

二 工事の着手が基準時以後である増築又は改築に係る部分の対象床面積の合計が五十平方メートルを超えないものであること。

(耐火建築物等としなければならない畜舎等関係)

第八十一条の二 法第八条第一項の規定により第二十四条の二の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等についての法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、増築及び改築については、次の各号のいずれかに該当する増築又は改築に係る部分とする

(新設)

(間仕切壁等関係)

第八十一条 法第八条第一項の規定により第二十四条の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等について法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、増築及び改築については、工事の着手が基準時以後である増築及び改築に係る部分の床面積の合計が五十平方メートルを超えないこととする。

(新設)

(新設)

(耐火建築物等としなければならない畜舎等関係)

第八十一条の二 法第八条第一項の規定により第二十四条の二の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等について法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、増築及び改築については、工事の着手が基準時以後である増築及び改築に係る部分の床面積

の合計が五十平方メートルを超えないこととする。

(新設)

。一  
次のイ及びロに該当するものであること。

イ 増築又は改築に係る部分が火熱遮断壁等で区画されるものであること。

ロ 増築又は改築に係る部分が、建築基準法施行令第百三十七条の四第一号ロの規定により国土交通大臣が定める基準に適合するもので、同号ロの規定により国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は同号ロの規定により国土交通大臣の認定を受けたものであること。

二 工事の着手が基準時以後である増築又は改築に係る部分の対象床面積の合計が五十平方メートルを超えないものであること。

(畜舎等の隔壁等関係)

第八十一条の三 法第八条第一項の規定により第二十五条又は第二十六条第一項第一号若しくは第二号の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等についての法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、増築及び改築については、次の各号のいずれかに該当する増築又は改築に係る部分とする。

一 次のイ及びロに該当するものであること。

イ 増築又は改築に係る部分が火熱遮断壁等で区画されるものであること。

ロ 増築又は改築に係る部分が、建築基準法施行令第百三十七条の六の四第二項第一号イ(2)の規定により国土交通大臣が定める基準に適合すること。

二 増築又は改築に係る部分の対象床面積の合計が基準時における床面積の二十分の一を超えず、かつ、当該増築又は改築が当該増築又は改築に係る部分以外の部分における延焼の危険性を増大させないものであること。

(新設)

(新設)

(防火地域関係)

(防火地域及び特定防災街区整備地区関係)

第八十二条 法第八条第一項の規定により第二十六条第一項第三号（建築基準法第六十一条（防火地域内にある畜舎等に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けるない認定畜舎等についての法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、増築及び改築については、次の各号に掲げる認定畜舎等の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当する増築又は改築に係る部分とする。

一 次号に掲げる認定畜舎等以外の認定畜舎等 次のイ又はロのいずれかに該当するものであること。

イ 次の(1)及び(2)に該当するものであること。

(1) 増築又は改築に係る部分が火熱遮断壁等で区画されるものであること。

(2) 増築又は改築に係る部分が、建築基準法施行令第百三十七条の十第一号イ(2)の規定により国土交通大臣が定める基準に適合するもので、同号イ(2)の規定により国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は同号イ(2)の規定により国土交通大臣の認定を受けたものであること。

ロ 次の(1)から(5)までに該当するものであること。

(1) 工事の着手が基準時以後である増築及び改築に係る部分の床面積の合計（当該増築又は改築に係る認定畜舎等が同一敷地内に二以上ある場合においては、これらの増築又は改築に係る部分の床面積の合計）は、五十平方メートルを超える、かつ、基準時における当該認定畜舎等の床面積の合計を超えること。

一 工事の着手が基準時以後である増築及び改築に係る部分の床面積の合計（当該増築又は改築に係る認定畜舎等が同一敷地内に二以上ある場合においては、これらの増築又は改築に係る部分の床面積の合計）は、五十平方メートルを超える、かつ、基準時における当該認定畜舎等の床面積の合計を超えないこと。

二 増築又は改築後における床面積が五百平方メートルを超えないこと。

三 増築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏は、防火構造とすること。

四 増築又は改築に係る部分の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、二十分間防火設備（建築基準法施行令第百三十七条の十四号に規定する二十分間防火設備をいう。以下同じ。）を設けること。

五 増築又は改築に係る部分以外の部分の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、二十分間防火設備が設けられていること。

(4) 増築又は改築に係る部分の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、二十分間防火設備（建築基準法施行令第百三十七条

こと。

(3) 増築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏は、防火構造であること。

(2) 増築又は改築後ににおける床面積が五百平方メートルを超えること。

(1) 増築又は改築に係る部分の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、二十分間防火設備（建築基準法施行令第百三十七条

の十第一号口(4)に規定する二十分間防火設備をいう。(5)及び第八十六条第四項において同じ。)を設けること。

(5) 増築又は改築に係る部分以外の部分の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、二十分間防火設備が設けられていること。

二 木造の認定畜舎等のうち、外壁及び軒裏が防火構造のもの以外のもの前号イに該当するものであること。

#### (準防火地域関係)

第八十三条 法第八条第一項の規定により第二十六条第一項第三号(建築基準法第六十一条(準防火地域内にある畜舎等に係る部分に限る。)に係る部分に限る。)の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等についての法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、増築及び改築については、次の各号に掲げる認定畜舎等の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当する増築又は改築に係る部分とする。

一 次号に掲げる認定畜舎等以外の認定畜舎等 次のイ又はロのいずれかに該当するものであること。

イ 次の(1)及び(2)に該当するものであること。

(1) 増築又は改築に係る部分が火熱遮断壁等で区画されるものであること。

(2) 増築又は改築に係る部分が、建築基準法施行令第二百三十七条の十一第一号イ(2)の規定により国土交通大臣が定める基準に適合するもので、同号イ(2)の規定により国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は同号イ(2)の規定により国土交通大臣の認定を受けたものであること。

ロ 工事の着手が基準時以後である増築及び改築に係る部分の対象床面積の合計(当該増築又は改築に係る認定畜舎等が同一敷地内に二以上ある場合においては、これらの増築又は改築に係る部分の床面積の合計)は五十平方メートルを超えないこと。

#### (準防火地域関係)

第八十三条 法第八条第一項の規定により第二十六条第二号(準防火地域内にある畜舎等に係る部分に限る。)の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等(木造の認定畜舎等にあっては、外壁及び軒裏が防火構造のものに限る。)について法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、増築及び改築については、次に定めることによるところによる。

一 工事の着手が基準時以後である増築及び改築に係る部分の床面積の合計(当該増築又は改築に係る認定畜舎等が同一敷地内に二以上ある場合においては、これらの増築又は改築に係る部分の床面積の合計)は、五十平方メートルを超えないこと。

二 増築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏は、防火構造とすること。

三 増築又は改築に係る部分の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、二十分間防火設備を設けること。

四 増築又は改築に係る部分以外の部分の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、二十分間防火設備が設けられていること。

号口(3)から(5)までに該当するものであること。

- 二 木造の認定畜舎等のうち、外壁及び軒裏が防火構造のもの以外のもの 前号イに該当するものであること。

(防火地域及び準防火地域内の畜舎等の屋根関係)

第八十三条の二 法第八条第一項の規定により第二十六条第一項第三号(建築基準法第六十二条に係る部分に限る。)の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等(木造の認定畜舎等にあっては、外壁及び軒裏が防火構造のものに限る。)についての法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、増築及び改築については、

次の各号のいずれにも該当する増築又は改築に係る部分とする。

- 一 工事の着手が基準時以後である増築及び改築に係る部分の対象床面積の合計(当該増築又は改築に係る認定畜舎等が同一敷地内に二以上ある場合においては、これらの増築又は改築に係る部分の床面積の合計)は、五十平方メートルを超える、かつ、基準時における当該認定畜舎等の床面積の合計を超えないものであること。
- 二 増築又は改築が当該増築又は改築に係る部分以外の部分の屋根における延焼の危険性を増大させないものであること。

(特定防災街区整備地区関係)

第八十三条の三 法第八条第一項の規定により第二十六条第一項第四号(建築基準法第六十七条第一項に係る部分に限る。)の規定に係る法

第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等(木造の認定畜舎等にあっては、外壁及び軒裏が防火構造のものに限る。)についての法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、増築及び改築については、第八十二条第一号口に該当する増築又は改築に係る部分とする。

(新設)

(新設)

(石綿関係)

第八十四条 法第八条第一項の規定により第二十八条の規定に係る法第

(石綿関係)

第八十四条 法第八条第一項の規定により第二十八条の規定に係る法第

七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等についての法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、増築及び改築については、次の各号のいずれにも該当する増築又は改築に係る部分とする。

一 増築又は改築に係る部分の床面積の合計が基準時における床面積の二分の一を超えないものであること。

二 増築又は改築に係る部分が建築基準法第二十八条の二第一号及び第二号に掲げる基準に適合するものであること。

三 増築又は改築に係る部分以外の部分が建築基準法施行令第百三十七条の四の二第三号の規定により国土交通大臣が定める基準に適合するものであること。

#### (畜舎等の敷地内における通路関係)

第八十四条の二 法第八条第一項の規定により第二十九条の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等についての法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、増築及び改築については、増築又は改築に係る部分の対象床面積の合計が基準時における床面積の二十分の一を超えず、かつ、当該増築又は改築が当該増築又は改築に係る部分以外の部分における避難及び消火の安全上支障とならないものである増築又は改築に係る部分とする。

#### (大規模の修繕又は大規模の模様替)

第八十六条 法第八条第一項の規定により第四条第一号、第二十四条、第二十四条の二、第二十六条第一項第四号(建築基準法第六十七条第一項に係る部分に限る。)、第四十五条、第四十六条第一項、第四十七条第一項、第五十一条、第五十四条第一項若しくは第二項、第五十五条第一項若しくは第二項、第五十六条第三項から第五項まで又は第五十七条第一項若しくは第二項の規定に係る法第七条第一項の規定を受けない認定畜舎等についての法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、第七十八条各号に掲げる行為については、当該認定畜舎等における全ての当該行為とする。

七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等について法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、増築及び改築については、次に定めるところによる。

一 増築又は改築に係る部分の床面積の合計が基準時における床面積の二分の一を超えないこと。

二 増築又は改築に係る部分が建築基準法施行令第百三十七条の四の二に規定する基準に適合すること。

三 増築又は改築に係る部分以外の部分が建築基準法施行令第百三十七条の四の三第三号の規定により国土交通大臣が定める基準に適合すること。

#### (新設)

第八十六条 法第八条第一項の規定により第四条第一号、第二十四条、第二十四条の二、第二十六条第一項第四号、第四十五条、第四十六条第一項、第四十七条第一項、第五十一条、第五十四条第一項若しくは第二項、第五十五条第一項若しくは第二項、第五十六条第三項から第五項まで又は第五十七条第一項若しくは第二項の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等について法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、第七十八条各号に掲げる行為については、当該行為の全てとする。

#### (大規模の修繕又は大規模の模様替)

第八十六条 法第八条第一項の規定により第四条第一号、第二十四条、第二十四条の二、第二十六条第一項第四号、第四十五条、第四十六条第一項、第四十七条第一項、第五十一条、第五十四条第一項若しくは第二項、第五十五条第一項若しくは第二項、第五十六条第三項から第五項まで又は第五十七条第一項若しくは第二項の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等について法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、第七十八条各号に掲げる行為については、

2 法第八条第一項の規定により第六条又は第三十条の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等についての法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、第七十八条各号に掲げる行為についてでは、当該認定畜舎等における当該認定畜舎等の構造耐力上の危険性が増大しない当該行

危険性を増大させない全ての当該行為とする。

3 法第八条第一項の規定により第二十五条又は第二十六条第一項第一号若しくは第二号の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等についての法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、第七十八条各号に掲げる行為については、当該認定畜舎等における屋根又は外壁に係る全ての当該行為とする。

4 法第八条第一項の規定により第二十六条第一項第三号（建築基準法第六十一条に係る部分に限る。）の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等についての法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、第七十八条各号に掲げる行為に係る屋根又は外壁に係る全ての当該行為とする。

5 法第八条第一項の規定により第二十八条の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等についての法第八条第二項の主務省令で定める範囲は、第七十八条各号に掲げる行為に係る屋根又は外壁に係る全ての当該行為とする。

一 第七十八条各号に掲げる行為に係る部分の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、二十分間防火設備を設けるものであること。

二 第七十八条各号に掲げる行為に係る部分以外の部分の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、二十分間防火設備が設けられているものであること。

一 第七十八条各号に掲げる行為に係る部分が建築基準法第二十八条の二第一号及び第二号に掲げる基準に適合するものであること。

二 第七十八条各号に掲げる行為に係る部分以外の部分が建築基準法施行令第百三十七条の四の二第三号の規定により国土交通大臣が定める基準に適合するものであること。

2 法第八条第一項の規定により第六条又は第三十条の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等について法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、第七十八条各号に掲げる行為についてでは、当該認定畜舎等の構造耐力上の危険性が増大しない当該行為の全てとする。

（新設）

3 法第八条第一項の規定により第二十六条第三号の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等について法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、第七十八条各号に掲げる行為については、次に定めるところによる。

一 第七十八条各号に掲げる行為に係る部分の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、二十分間防火設備を設けること。

二 第七十八条各号に掲げる行為に係る部分以外の部分の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、二十分間防火設備が設けられていること。

4 法第八条第一項の規定により第二十八条の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等について法第八条第二項の主務省令で定める範囲は、第七十八条各号に掲げる行為については、次に定めるところによる。

一 第七十八条各号に掲げる行為に係る部分が建築基準法施行令第百三十七条の四の二に規定する基準に適合すること。

二 第七十八条各号に掲げる行為に係る部分以外の部分が建築基準法施行令第百三十七条の四の三第三号の規定により国土交通大臣が定める基準に適合すること。

6

法第八条第一項の規定により第二十九条の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等についての法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、第七十八条各号に掲げる行為については、当該認定畜舎等における屋根又は外壁に係る当該行為であつて、当該認定畜舎等の避難の安全上支障とならないものとする。

(増築等)

(略)

第八十七条 (略)  
法第八条第一項の規定により第十九条第一項若しくは第二項、第二十一条、第二十四条第一項若しくは第二項、第二十四条の二第一項若しくは第二項、第二十五条第一項若しくは第二項、第二十六条第一項第一号、第二号若しくは第三号(建築基準法第六十一条に係る部分に限る。)の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等であつて、第十九条第三項に規定する部分が二以上あるものについて増築等をする場合における法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、増築等については、当該増築等をする第十九条第三項に規定する部分以外の部分に対する当該行為の全てとする。

(新設)  
第八十七条 (略)

3 法第八条第一項の規定により第二十四条の三第一項若しくは第二項第三十一条から第三十三条まで又は第三十八条から第四十三条までの規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等について増築等をする場合における法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、増築等については、当該増築等をする部分以外の部分に対する当該行為の全てとする。

別表第二（第六十四条関係）

	(イ)
図書の種類	(イ)
明示すべき事項	

(新設)

(新設)  
第八十七条 (略)

2 法第八条第一項の規定により第三十一条から第三十三条まで又は第三十八条から第四十三条までの規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等について増築等をする場合における法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、増築等については、当該増築等をする部分以外の部分に対する当該行為の全てとする。

別表第二（第六十四条関係）

	(イ)
図書の種類	(イ)
明示すべき事項	

(二)									(一)
発酵槽等	畜舎等（発酵槽等を除く 。以下この表において同じ。）								
配置図	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
敷地境界線、申請に係る発酵槽等の位置	(略)	(略)	(略)	(略)	他のこれらに類するもの の位置	耐火構造の壁その他の空地又は水面、	防火上有効な公園、広場、川その他	延焼のおそれのある部分	敷地境界線、敷地内における畜舎等の位置及び申請に係る畜舎等と他の畜舎等との別
(二)									(一)
発酵槽等	畜舎等（発酵槽等を除く 。以下この表において同じ。）								
配置図	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(新設)	(新設)	(略)	(略)
敷地境界線、申請に係る発酵槽等の位置	(略)	(略)	(略)	(略)		(新設)	(新設)	(略)	(略)

(二)	(一)			
第十九条の規定が適用	(略)	(略)	(イ)	
	(略)			
	(略)	(略)	図書の種類	(イ)
	(略)	(略)	明示すべき事項	位置並びに申請に係る発酵槽等と他の畜舎等及び発酵槽等との別延焼のおそれのある部分

（新設）		壁等の位置		耐力壁及び非耐力壁の位置		平面図		第十九条第一項ただし書の規定が適用される畜舎等		される畜舎等	
十一 条第二 款	基準法 第二 款	その他建築 の構造詳細 図	（新設）	（新設）	壁等による区画の位置及び面積	壁等による区画の位置及び面積	壁等による区画の位置及び面積	壁等による区画の位置及び面積	壁等による区画の位置及び面積	壁等による区画の位置及び面積	壁等による区画の位置及び面積
建築基準法第二十一条第二項第二号に規定する構造方	建築基準法第二十一条第二項第二号	主要構造部及び壁等の断面の構造、材料の種別及び寸法			この項及び別表第五の(六)の項において同じ。」の位置	この項及び別表第五の(六)の項において同じ。」の位置	第二号に規定する壁等をいう。以下	第二号に規定する壁等をいう。以下	第二十一 条第二項	壁等（建築基準法第二十一 条第二項）	（新設）

(五) • (四)	(三)					
(略)	第二十条の規定が適用される畜舎等					
(略)	(略)	第二十条本文の規定が適用される畜舎等	(新設)			規定期に適合することの確認に必要な図書
(略)	(略)	図書 その他の建築基準法第二十二条の規定に適合することの確認に必要な書類	(新設)			法への適合性審査に必要な事項

								(七)	(六)	
第二十三条の規定が適用される畜舎等										
第二十四条の二の規定が適用される畜舎等	第二十四条	(略)								
舍等	第二十四条の二第一項ただし書の規定が適用される畜	(略)	舍等	第三項の規定が適用される畜	第二十四条第	第二十四条第	第二十四条第	(略)	(略)	第二十三条の規定が適用される畜舎等
(略)	(略)	図書	認に必要なことの確	定に適合す	第三項の規	第二十四条	耐火構造等	(略)	(略)	(削る)
(略)	(略)	要な事項	確認するため必	に該当することを	に規定する畜	第二十四条第三項	防火壁及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸	(略)	(略)	(削る)

								(七)	(六)	
第二十三条の規定が適用される畜舎等										
第二十四条の二の規定が適用される畜舎等	第二十四条	(略)								
舍等	第二十四条の二第一項ただし書の規定が適用される畜	(略)	(新設)					(略)		第二十三条の規定が適用される畜舎等
(略)	(略)		(新設)					(略)	(略)	(略)
(略)	(略)		(新設)					(略)	(断面図)	二面以上の断面図
(略)	(略)		(新設)					(略)	(略)	延焼のおそれのある部分

(八)									
第二十五条	第二十四条の三の規定が適用される畜舎等								
(略)	第二十四条の規定が適用される畜舎等	第二十四条の規定が適用される畜舎等	第二十四条の規定が適用される畜舎等	第二十四条の規定が適用される畜舎等	(略)	第二十四条の規定が適用される畜舎等	第二十四条の規定が適用される畜舎等	第二十四条の規定が適用される畜舎等	第二十四条の規定が適用される畜舎等
(略)	必要な図書の確認に合するに適するとの規定に該当するため必要な事	第二十四条の規定が適用される畜舎等	第二十四条の規定が適用される畜舎等	第二十四条の規定が適用される畜舎等	(略)	第二十四条の規定が適用される畜舎等	第二十四条の規定が適用される畜舎等	第二十四条の規定が適用される畜舎等	第二十四条の規定が適用される畜舎等
(略)	項の確認に必要な事	第二十四条の規定が適用される畜舎等	第二十四条の規定が適用される畜舎等	第二十四条の規定が適用される畜舎等	(略)	第二十四条の規定が適用される畜舎等	第二十四条の規定が適用される畜舎等	第二十四条の規定が適用される畜舎等	第二十四条の規定が適用される畜舎等

(八)									
第二十五条	第二十四条の三の規定が適用される畜舎等								
(略)	(新設)	第二十四条の規定が適用される畜舎等	第二十四条の規定が適用される畜舎等	第二十四条の規定が適用される畜舎等	(略)	第二十四条の規定が適用される畜舎等	第二十四条の規定が適用される畜舎等	第二十四条の規定が適用される畜舎等	(新設)
(略)	(新設)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(新設)
(略)	(新設)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(新設)

		(九)	
		第二十六条 の規定が適 用される畜 舎等	の規定が適 用される畜 舎等
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	第二十六条 の規定に適 合すること の確認に必 要な図書	(略)
(新設)	(新設)	第二十六条 に規定 する構造方法への 適合性審査に必要 な事項	(略)



							(三)	

建築基準法施行令第百八  
条の四第一項第一号の耐  
火性能検証法により建築  
基準法第二条第九号の二  
イ(2)に該当するものであ  
ることを確かめた特定主  
要構造部を有する畜舎等

建築基準法 施行令第百 八条の四第 一項第一号 の耐火性能 検証法によ り検証した 際の計算書	建築基準法 施行令第百 八条の四第 一項第一号 の耐火性能 検証法によ り検証した 際の計算書	建築基準法 施行令第百 八条の四第 一項第一号 に規定す る火災の継 続時間 及びその算 出方法	建築基準法 施行令第百 八条の四第 一項第一号 に規定す る火災の継 続時間 及びその算 出方法	料表	使用建築材	(略)	書に必要な ことの確認 に適合する 令第百八条 の三の規定 に適合する ことの確認 に必要な図	その他建築 基準法施行 令第百八条 の三に規定 する構造方法 の適合性審査に 必要な事項
--	--	--	--	----	-------	-----	--	--

							(三)	

建築基準法施行令第百八  
条の三第一項第一号の耐  
火性能検証法により建築  
基準法第二条第九号の二  
イ(2)に該当するものであ  
ることを確かめた主要構  
造部を有する畜舎等

							(新設)	

建築基準法  
施行令第百  
八条の三第  
一項第一号  
の耐火性能  
検証法によ  
り検証した  
際の計算書

建築基準法  
施行令第百  
八条の三第  
一項第一号  
に規定す  
る火災の継  
続時間  
及びその算  
出方法

建築基準法  
施行令第百  
八条の三第  
一項第一号  
に規定す  
る火災の継  
続時間  
及びその算  
出方法

料表

使用建築材

(略)

(新設)

出方法	建築基準法施行令 第百八条の四第二項第三号に規定する屋外火災保有耐火時間及びその算出方法	建築基準法施行令 施行令第百八条の四第五項第二号に規定する保有遮炎時間	建築基準法施行令 施行令第百八条の四第二項第一号に規定する可燃物の発熱量及び可燃物の一秒钟当たりの発熱量	建築基準法 書 發熱量計算 算書	建築基準法 施行令第百八条の四第二項第一号イ(2)及びロ(2)に規定する基準への適合性審査	建築基準法 施行令第百条の四第一項第一号	
イ(2)及びロ(2)に規定する基準への適合性審査	建築基準法施行令 第百八条の四第一項第一号イ(2)及びロ(2)に規定する基準への適合性審査	建築基準法 施行令第百八条の四第二項第一号イ(2)及びロ(2)に規定する基準への適合性審査	建築基準法 施行令第百八条の四第二項第一号イ(2)及びロ(2)に規定する基準への適合性審査	建築基準法 書 發熱量計算 算書	建築基準法 施行令第百条の四第一項第一号	建築基準法 施行令第百八条の四第二項第一号	建築基準法 施行令第百条の四第一項第一号

別表第五（第六十四条関係）

(+)	(+)   (八)	(七)	(六)	(五)   (一)		
壁、柱、床その他の畜舎	(略)	壁、柱、床その他の畜舎等の部分又は防火設備を建築基準法第二十一条第二項の認定を受けたものとする畜舎等	特定主要構造部を建築基準法第二十一条第一項の認定を受けたものとする畜舎等	(略)	(イ)	
建築基準法第六十一条第一項に	(略)	建築基準法第二十一条第二項に係る認定書の写し	建築基準法第二十一条第一項に係る特定主要構造部に関する認定書の写し	(略)	(イ)	(2)の規定に適合するとの確認に必要な図書に必要な事項

別表第五（第六十四条関係）

(+)	(九)   (七)	(六)	設 (新)	(五)   (一)		
壁、柱、床その他の畜舎	(略)	壁等を建築基準法第二十一条第二項第二号の認定を受けたものとする畜舎等	(新設)	(略)	(イ)	
建築基準法第六十一条に係る畜	(略)	建築基準法第二十一条第二項第二号に係る認定書の写し	(新設)	(略)	(イ)	(2)の規定に適合するとの確認に必要な図書に必要な事項

(四)	(六)	(四)	(四)	(四) (五)	(三)	
防火設備を建築基準法施 けたものとする畜舎等	特定主要構造部を建築基 準法施行令第百八条の四 第一項第二号の認定を受けた ものとする畜舎等	床、壁又は防火設備を建 築基準法施行令第百八条 の三第一号の認定を受けた るものとする畜舎等	畜舎等の部分を建築基準 法施行令第百八条の三第 一号の認定を受けた床、 壁又は防火設備で区画さ れたものとする畜舎等	畜舎等の部分を建築基準 法施行令第百八条の三 第一号に係る床、壁又は防火設 備に関する認定書の写し	(略)	等の部分の構造を建築基 準法第六十一条第一項の 認定を受けたものとする 畜舎等
建築基準法施行令第百八条の四	し	建築基準法施行令第百八条の四 第一項第二号に係る認定書の写 し	建築基準法施行令第百八条の三 第一号に係る床、壁又は防火設 備に関する認定書の写し	建築基準法施行令第百八条の三 第一号に係る畜舎等の部分に關 する認定書の写し	(略)	係る畜舎等の部分に関する認定 書の写し

(四)	(四)	設 (新)	設 (新)	(四) (五)	(三)	
防火設備を建築基準法施 けたものとする畜舎等	主要構造部を建築基準法 施行令第百八条の三第一 項第二号の認定を受けた ものとする畜舎等	(新設)	(新設)	(略)	等の部分の構造を建築基 準法第六十一条の認定を 受けたものとする畜舎等	等の部分に関する認定書の写 し
建築基準法施行令第百八条の三	し	建築基準法施行令第百八条の三 第一項第二号に係る認定書の写 し	(新設)	(新設)	(略)	舍等の部分に関する認定書の写 し

(三)	(三)	(三)	(三) (四)	(三)	(三)	(三)	(三)
第一百三十七条の二の四第一号口に係る認定書	外壁を建築基準法施行令第百三十七条の二の二第二項第一号口に係るものとする畜舎等	増築又は改築に係る部分を建築基準法施行令第百三十七条の二の二第二項第一号口に係る第一号口の認定を受けたものとす るものとする畜舎等	特定主要構造部を建築基準法施行令第百三十七条の二の二第一項第一号口の認定を受けたものとす る畜舎等	(略)	壁、柱、床その他の畜舎等の部分又は防火設備を建築基準法施行令第百九条の八のとする畜舎等	(略)	行令第百八条の四第四項の認定を受けたものとする畜舎等
建築基準法施行令第百三十七条の二の四第一号口に係る認定書		建築基準法施行令第百三十七条の二の二第二項第一号口に係る認定書の写し	建築基準法施行令第百三十七条の二の二第一項第一号口に係る認定書の写し	(略)	建築基準法施行令第百九条の八に係る認定書の写し	(略)	第四項に係る認定書の写し

設 (新)	設 (新)	設 (新)	(三) (四)	設 (新)	(三)	(三)
(新設)	(新設)	(新設)	(略)	(新設)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(略)	(新設)	(略)	(略)

特定主要構造部を建築基準 一 建築基準法施行令第百八条の四	別表第六（第六十四条関係）				
	(三)	(四)	(五)	(六)	(七)
増築又は改築に係る部分 を建築基準法施行令第百三十七条の十第一号イ(2)に係る認定書の写し する畜舎等	増築又は改築に係る部分 を建築基準法施行令第百三十七条の十第一号イ(2)に係る認定書の写し する畜舎等	増築又は改築に係る部分 を建築基準法施行令第百三十七条の十第一号イ(2)に係る認定書の写し する畜舎等	増築又は改築に係る部分 を建築基準法施行令第百三十七条の十第一号イ(2)に係る認定書の写し する畜舎等	増築又は改築に係る部分 を建築基準法施行令第百三十七条の十第一号イ(2)に係る認定書の写し する畜舎等	一号口の認定を受けたものと のとする畜舎等
建築基準法施行令第百三十七条の十第一号イ(2)に係る認定書の写し の写し	建築基準法施行令第百三十七条の十第一号イ(2)に係る認定書の写し の写し	建築基準法施行令第百三十七条の十第一号イ(2)に係る認定書の写し の写し	建築基準法施行令第百三十七条の十第一号イ(2)に係る認定書の写し の写し	建築基準法施行令第百三十七条の十第一号イ(2)に係る認定書の写し の写し	の写し

主要構造部を建築基準法第 一 建築基準法施行令第百八条の三	別表第六（第六十四条関係）				
	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	増築又は改築に係る部分 を建築基準法施行令第百三十七条の十第一号イ(2)に係る認定書の写し する畜舎等	増築又は改築に係る部分 を建築基準法施行令第百三十七条の十第一号イ(2)に係る認定書の写し する畜舎等	増築又は改築に係る部分 を建築基準法施行令第百三十七条の十第一号イ(2)に係る認定書の写し する畜舎等	増築又は改築に係る部分 を建築基準法施行令第百三十七条の十第一号イ(2)に係る認定書の写し する畜舎等	増築又は改築に係る部分 を建築基準法施行令第百三十七条の十第一号イ(2)に係る認定書の写し する畜舎等
(新設)	建築基準法施行令第百三十七条の十第一号イ(2)に係る認定書の写し の写し	建築基準法施行令第百三十七条の十第一号イ(2)に係る認定書の写し の写し	建築基準法施行令第百三十七条の十第一号イ(2)に係る認定書の写し の写し	建築基準法施行令第百三十七条の十第一号イ(2)に係る認定書の写し の写し	の写し

別表第九（第七十二条関係）

(三)	(二)・(一)	
第八十条から第八十七条までの規定が適用される認定畜舎等	(略)	(い)
第八十条の規定が適用される認定畜舎等	(略)	(い)
平面図	(略)	(ろ)
増築又は改築に係る部分	(略)	(略)

法第二条第九号の二イ(2)に該当する構造とする畜舎等（建築基準法施行令第百八条の四第一項第一号に該当するものに限る。）

第一項第一号の耐火性能検証法により検証をした際の計算書  
二 当該畜舎等の開口部が建築基準法施行令第百八条の四第四項の防火区画検証法により検証をしたものである場合にあっては、当該検証をした際の計算書

別表第九（第七十二条関係）

(三)	(二)・(一)	
第八十条から第八十七条までの規定が適用される認定畜舎等	(略)	(い)
第八十条の規定が適用される認定畜舎等	(略)	(い)
(新設)	(略)	(ろ)
(新設)	(略)	(ろ)
(新設)	(略)	(ろ)

二条第九号の二イ(2)に該当する構造とする畜舎等（建築基準法施行令第百八条の三第一項第一号に該当するものに限る。）

第一項第一号の耐火性能検証法により検証をした際の計算書  
二 当該畜舎等の開口部が建築基準法施行令第百八条の三第四項の防火区画検証法により検証をしたものである場合にあっては、当該検証をした際の計算書

(新設)		(新設)		(新設)		
(新設)						
(新設)						

規定が適用される認定畜舎等	第八十一条の規定が適用される認定畜舎等	第八十条の五の規定が適用される認定畜舎等	その他第八十条の四の規定に適合することの確認に必要な図書	第八十条の四の規定に適合することの確認に必要な図書	その他第八十条の四の規定に適合することの確認するため必要な事項
図書	平面図	平面図	確認に必要な図書	確認に必要な図書	確認するため必要な事項
その他の規定に適合することの確認に必要な図書	第八十一条の規定に適合することの確認するため必要な事項	第八十条の五の規定に適合することの確認するため必要な事項	増築又は改築に係る部分	第八十条の五の規定に適合することを確認するため必要な事項	第八十条の四の規定に適合することを確認するため必要な事項
要な事項	確認するために必要な事項	確認するために必要な事項	増築又は改築に係る部分	第八十条の五の規定に適合することを確認するため必要な事項	第八十条の四の規定に適合することを確認するため必要な事項

			(新設)	
(新設)	平面図		(新設)	(新設)
(新設)	分 基準時以後の増築 又は改築に係る部		(新設)	(新設)

(新設)	平面図	(略)	(新設)	(新設)	(新設)	平面図
(新設)	分 基準時以後の増築 又は改築に係る部 分	(略)	(新設)	(新設)	(新設)	基準時以後の増築 又は改築に係る部

第八十三条の三 の規定が適用さ れる認定畜舎等	第八十三条の二 の規定が適用さ れる認定畜舎等	第八十三条の規 定が適用される 認定畜舎等	(略)	図書 認に必要な ことの確
図の構造詳細 耐火構造等	要な図書 の確認に必 合すること の規定に適 合するこ との他第八 十三条の二 の規定に適 合するこ とを確認す るために必 要な事項	平面図 その他の第八 十三条の規 定に適合す ることの確 認に必要な ことの確 認に必要な 事項	平面図 第八十三条の規 定に適合す ることを確 認するため に必要な事 項	平面図 (略)
軒裏の構造、材 料 増築又は改築に係 る部分の外壁及び	第八十三条の二の 規定に適合す ることを確認す るために必要 な事項	増築又は改築に係 る部分 第八十三条の二の 規定に適合す ることを確認す るために必要 な事項	増築又は改築に係 る部分 第八十三条の規 定に適合す ることを確 認するため に必要な事 項	要な事項

(新設)	(新設)	(新設)	第八十三条の規 定が適用される 認定畜舎等	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	面積表 (略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	分 基準時以後の増築 又は改築に係る部


  



  


第八十四条の二 の規定が適用さ れる認定畜舎等	第八十五条の規 定が適用される 認定畜舎等	第八十六条第三 項の規定が適用 される認定畜舎	第八十六条第五 項の規定が適用 される認定畜舎	平面図	平面図	(略)	必要な図書 の確認に必 合すること の規定に適 する他の第 四条の二	第八十四条の二の 規定に適合するこ とを確認するため に必要な事項	平面図
準法施行令第百三 等	(略)	部分	第七十八条各号に 掲げる行為に係る 部分以外の部分に ついて行う建築基	第七十八条各号に 掲げる行為に係る 部分	第七十八条各号に 掲げる行為に係る 部分	部分	第七十八条各号に 掲げる行為に係る 部分	第八十四条の二の 規定に適合するこ とを確認するため に必要な事項	増築又は改築に係 る部分
第七十八条各号に 掲げる行為に係る 部分以外の部分に ついて行う建築基	準法施行令第百三 等	(略)	第七十八条各号に 掲げる行為に係る 部分	第七十八条各号に 掲げる行為に係る 部分	第七十八条各号に 掲げる行為に係る 部分	(略)	第八十四条の二の 規定に適合するこ とを確認するため に必要な事項	第八十四条の二の 規定に適合するこ とを確認するため に必要な事項	(新設)

(新設)	第八十五条の規 定が適用される 認定畜舎等	(新設)	第八十六条第四 項の規定が適用 される認定畜舎	平面図	(略)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	第七十八条各号に 掲げる行為に係る 部分	(略)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	第七十八条各号に 掲げる行為に係る 部分	(略)	(新設)	(新設)	(新設)

等 される認定畜舎 の規定が適用	第八十七条第二項	第八十七条第一項 の規定が適用 される認定畜舎 等	第八十七条第一項 の規定が適用 される認定畜舎 等	（略）	その他の第八十六条第六項 の規定に適合することの確認に必要な図書	第八十六条第六項 の規定に適合するため に必要な事項
図書 認に必要な ることの確 定に適合す ることの確 めに必要な事項	第八十七条 第二項の規 定	第八十七条 第二項	（略）	第七十八条各号に 掲げる行為に係る 部分	三号に規定する措 置	

(新設)	第八十七条第一項の規定が適用される認定畜舎等		(新設)	
(新設)	(略)		(新設)	
(新設)	(略)		(新設)	置 三号に規定する措 第十七条の四の三第三

## 様式第二号（第六十四条関係）

畜舎建築利用計画

1. 3. (略)

樣式第二號（第六十四條關係）

畜舎建築利用計画

1. 3. (略)

		4. 畜舎等の敷地、構造及び設備に関する事項（畜舎等の床面積の合計が3,000m <sup>2</sup> 超の場合に記載すること。）
(1)	(略)	
(2)	畜舎等別の構造及び設備の概要	
①～⑥	(略)	
⑦	主要構造部が耐火構造等に該当する場合	
	□耐火構造（ <u>防火上及び避難上支障がない主要構造部を有しない場合</u> ）	
	□耐火構造（ <u>防火上及び避難上支障がない主要構造部を有する場合</u> ）	
	（新設）	
	□建築基準法施行令（昭和25年政令第338号） <u>第108条の4第1項</u>	
	□第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造	
	□準耐火構造	
	□準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（建築基準法施行令第109条の3第1号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造）	
	□準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（建築基準法施行令第109条の3第2号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造）	
	□その他	
⑧・⑨	(略)	
⑩	第26条第1項の規定の適用	
	□第26条第1項第1号に掲げる畜舎等	
	□第26条第1項第2号に掲げる畜舎等	
	□第26条第1項第3号に掲げる畜舎等	
	□防火地域 □準防火地域	
	□第26条第1項第4号に掲げる畜舎等	
⑪	(略)	
(3)	(略)	
5.	～9.	(略)
		4. 畜舎等の敷地、構造及び設備に関する事項（畜舎等の床面積の合計が3,000m <sup>2</sup> 超の場合に記載すること。）
(1)	(略)	
(2)	畜舎等別の構造及び設備の概要	
①～⑥	(略)	
⑦	主要構造部が耐火構造等に該当する場合	
	□耐火構造	
	□建築基準法施行令（昭和25年政令第338号） <u>第108条の3第1項</u>	
	□第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造	
	□準耐火構造	
	□準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（建築基準法施行令第109条の3第1号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造）	
	□準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（建築基準法施行令第109条の3第2号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造）	
	□その他	
⑧・⑨	(略)	
⑩	第26条の規定の適用	
	□第26条第1号に掲げる畜舎等	
	□第26条第2号に掲げる畜舎等	
	□第26条第3号に掲げる畜舎等	
	□防火地域 □準防火地域	
	□第26条第4号に掲げる畜舎等	
⑪	(略)	
(3)	(略)	
5.	～9.	(略)

[REDACTED]

附 則

(施行期日)

1 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。